

原 安 第 7 4 9 号

平成31年3月15日

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
玄海原発反対からつ事務所
原発を考える鳥栖の会
今を生きる会
原発知っちょる会
風ふくおかの会
戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会
たんぽぽとりで
東区から玄海原発の廃炉を考える会
福岡で福島を考える会
あしたの命を考える会
怒髪天を衝く会

各団体代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義



要請・質問書及び要請書に対する回答について

2019年2月4日付けで提出のあった要請・質問書については、別紙1のとおり回答します。

また、2019年2月5日付けで提出のあった要請書については、別紙2のとおり回答します。

2019年2月4日付け要請・要請書への回答について

要請事項(1)

使用済み核燃料の乾式貯蔵施設建設とリラッキング工事について、事前了解しないこと。

要請事項(2)

原発容認の立場の専門家だけでなく、慎重な立場の専門家からも意見聴取を行い、技術的な問題や核燃料サイクル全体についての公開討論の場を設けること。「広く意見を聴く委員会」や、県民説明会を開き、県民に説明すること。

要請事項(3)

玄海原発稼働の中止を求める。

(答)

- リラッキングや乾式貯蔵施設の設置に関しては、現在、原子力規制委員会の審査が行われているところであり、まずは原子力規制委員会に厳正な審査を行っていただくことが重要であると考えています。このため、九州電力に対しては、審査に真摯に対応することを求めるとともに、今後の審査の状況をしっかりと注視していきます。

- また、原子力規制委員会の審査が終われば、県として、その結果を確認することになりますが、専門家をはじめ、様々な御意見も伺いながら、県民の安全を何よりも大切に、事前了解願ひに対する判断をしたいと考えています。

質問事項（1）

- ① 現状の号機別の使用済み核燃料の貯蔵量、管理容量、貯蔵容量、空き容量、取替可能回数、取替可能年数はそれぞれいくらか。5～7年と言っていた根拠を示されたい。

（答）

- 去る2月8日に開催された佐賀県議会原子力安全・防災対策等特別委員会において、九州電力は、
- ・ 玄海2号機の使用済み燃料の貯蔵量は161体、貯蔵容量は400体
 - ・ 玄海3号機の使用済み燃料の貯蔵量は582体、貯蔵容量は1,050体
 - ・ 玄海4号機の使用済み燃料の貯蔵量は1,084体、貯蔵容量は1,504体と説明しています。
- また、運転可能期間4～5サイクル（5～7年）及び取替体数については、1サイクルを16か月と想定し、1サイクルにつき各号機当たり約70体の燃料を取り替えるとして試算をした結果と説明しています。

質問事項（1）

- ② その際、管理容量の管理容量はどう定義しているか。これまで電気事業連合会等では＜管理容量＝貯蔵容量－（1炉心＋1取替）＞で定義してきているが、それを変えたのであれば、その理由と根拠を示されたい。

（答）

- 去る2月8日に開催された佐賀県議会原子力安全・防災対策等特別委員会において、九州電力は、
- ・ 管理容量は、使用済み燃料プールの貯蔵容量から1炉心分及び1取替分の燃料集合体数を引いた容量
 - ・ 制限容量は、使用済み燃料プールの貯蔵容量から1炉心分の燃料集合体数を引いた容量
- と説明しています。

質問事項（1）

- ③ 1号機廃炉による使用済み核燃料240体について、貯蔵計画にどう反映させているのか、具体的に示されたい。

（答）

- 玄海1号機の使用済み燃料プールに貯蔵されている使用済み燃料240体は、廃止措置計画において、1号機又は4号機の使用済み燃料プールで貯蔵した後、再処理事業者に譲り渡すとされています。

質問事項（1）

- ④ 2号機の廃炉については、貯蔵計画にどう反映させるのか、具体的に示されたい。

（答）

- 2号機の廃炉の計画（廃止措置計画）については、現在、九州電力において策定の作業が行われています。

質問事項（1）

- ⑤ 乾式貯蔵施設について「審査期間は3年程度、事前了解後に約6年かけて建設」、リラッキングについて「審査期間は2年程度、工期は4～5年」と言われている（1月23日付佐賀新聞）。審査+工事の期間を考えると、「5～7年」に間に合わないのではないか。

（答）

- 去る2月8日に開催された佐賀県議会原子力安全・防災対策等特別委員会において、九州電力は、リラッキング工事について、「現在予定している工程で対応していくべく、最大限の努力をする」と説明しています。

質問事項（2）

- ① 乾式貯蔵施設の設計貯蔵期間、最大貯蔵期間は何年か。

（答）

- 去る2月8日に開催された佐賀県議会原子力安全・防災対策等特別委員会において、九州電力は、
- ・ 使用済燃料については、再処理工場に搬出することを基本としており、乾式貯蔵施設における施設全体の設計貯蔵期間及び最大貯蔵期間というものはないと考えている。
- と説明しています。

質問事項（２）

- ② 乾式貯蔵施設の「貯蔵期間」に達した時、六ヶ所再処理工場はすでになくなっている可能性がある。貯蔵していた使用済み核燃料を具体的にどこに運びだすのか。六ヶ所再処理工場がその頃には存在しないことについてどう考えるのか。

(答)

- 国の「エネルギー基本計画」において、原子力発電所で発生する使用済み燃料は再処理することを基本的方針とされています。また、九州電力においても、そのように対応されると聞いています。

- 使用済み燃料対策を含めた核燃料サイクル政策等エネルギー政策については、国が責任をもって決めていくべきことであり、国の責任においてその具体的な取組を加速すること、そして国民に十分な説明を行うことなどを、これまでも申し入れてきており、今後も、さらに強く求めていきます。

- また、事業者である九州電力が、今回計画している乾式貯蔵施設に関する様々な県民の不安の声に対して、丁寧で分かりやすい説明を行っていただくということが重要であると考えており、九州電力に対しては今後もそうした取組を求めていきます。

2019年2月5日付け要請書への回答について

要請書

2月4日に玄海原発使用済み核燃料乾式貯蔵施設・リラッキングに関する要請・質問書を貴職宛に提出し、2週間以内の回答文書を求めました。しかし、文書だけでは、曖昧な表現や、質問に答えられていないことなど不明な点が多く意思疎通ができません。よって、回答文書を出される際に知事と、責任のある担当者との直接対話の場を求めます。

以上、口頭で要望しましたが、「文書で提出しないと受け付けない」と言われたので、要請書として提出します。

(答)

- 頂いた御質問に対しては、県の正式な見解を文書にて回答しており、回答内容に関して直接対話する場を設けることは考えていません。

- また、県として、原子力発電所に関する様々な方からの御意見について、「聞かない」ということではなく、今後も意見を述べたいと具体的な申出があった場合は、随時お伺いすることとしています。

- なお、個別・具体的な回答については、正確を期すために、文書で頂いた質問・要望等に対して文書で回答することとしています。